

# かけはし

Vol.396  
令和6年 6月  
老人保健施設ゆうゆう村

## 5月誕生日会

## おたんじょうび おめでとう



今月は、感染症も落ち着き、各階にてお祝いできました。これからも元気に過ごしていきましょう(^\_^)



季節にちなんだ歌をみんなで歌って、お祝いをしました！（茶つき・こいのぼり）



### ゆうゆう村理念

1. 私たちは、あたたかい心を育み、誠意と愛情をもって皆様にお応えしたいと思っています。
2. 私たちは、皆様の喜びを共の喜びとし、一緒に歩んでいきたいと思っています。
3. 私たちは、郷土に愛される施設をめざし、地域の方々とのより広く強い連携を持ちたいと願っています。
4. 私たちは、知識の習得と、技術の向上に努めます。

☆衣替えの季節となりました。

暑かったり、肌寒かったりと寒暖の差があり、衣類の調整が難しいですが、そろそろ夏物の準備をお願いします。半袖よりも薄手の長袖が好ましいです。

ボタンやゴム、名前の点検もお願いします。

☆介護保険負担限度額認定証の更新について

「介護保険負担限度額認定証」の有効期限が令和六年七月三十一日までとなっております。更新の手続きが必要です。

長期・短期入所を利用される場合は、食費・部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方（適応条件に該当する方）については認定により、利用負担が軽減されることになり、そのためには手続きが必要です。

詳細につきましては、各市町村の介護保険課あるいは当施設の支援相談員までお尋ねください。また現在認定証をお持ちの方は市町村より通知がありますので、提出期限内に手続きをお願いします。

☆ 六月から長期入所・短期入所・通所リハビリにおいて新しく開始される加算がありますので、契約書の更新をお願いしたいと思えます。職員から説明をさせていただきますので、ご署名の程よろしくお願いします。

### 各階の飾り付け



### の行事予定

六日（木）お食事会

- ・お好み焼き
- ・ゆばあえ
- ・すまし汁
- ・アイスクリーム

十日（月）散髪（理容西林）

吉備国際大学作業療法臨床実習（八月十日）

十三日（木）倉敷中央病院研修医 来所（宮本宏平先生）

二十四（月）散髪（ヘアースオオツキ）

二六日（水）誕生日会

紙芝居と歌を歌います♪



### 編集・発行 老人保健施設 ゆうゆう村

岡山県高梁市東町一八六六一三

TEL (0866) 330666

FAX (0866) 330665

発行日 令和六年六月一日



## 通所リハビリ



6月の壁画 「新型やくもと猫城主」

リハビリ実習生と足湯をしながらお話ししました♪



バナナの重さは何グラムでしょう？



利用者みなさんが作った折り紙で、都道府県クイズを作りました！

問題) 何県でしょうか？



塗り絵頑張っています！  
綺麗なすももができました♪



## リハビリの様子



脳トレ、  
頑張っています！



足や腕の筋力アップを、  
目指して、頑張っています！

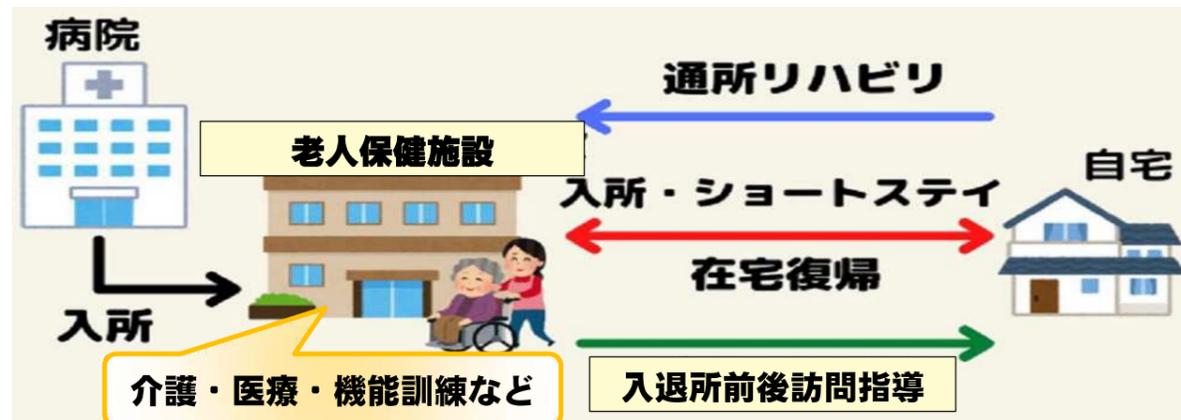
夏野菜、栽培中！



## 老人保健施設の役割は？

老人保健施設の役割として、在宅復帰・在宅生活支援が大きく求められています。当施設に於いても、ご利用者・ご家族と一体となり計画的に在宅復帰を支援する取り組みを行っています。

また、医師・看護・介護・リハビリ・管理栄養士・ケアマネジャー・支援相談員など多職種で協力し、ご利用者の「家に帰りたい」という思いに寄り添いつつ、在宅復帰を支援していきたいと思えます。



上記以外にも、定期的にご利用者の様子や状態を、ご家族に説明をさせていただきます。

在宅復帰に向けて、事前の外出などを検討し、リハビリスタッフも同行して、ご家族に対してアドバイスをを行い、無理のない計画を一緒に考えていきたいと思えます。

そのためには、ご家族とも綿密に連携を図り、負担を十分配慮して、在宅生活が送れるように支援していきたいと考えています。

## 令和6年度介護報酬改定情報について

令和6年度介護報酬改定内容につきましては、先月にお知らせしていますが、6月から新たに開始・変更する加算についてお知らせします。

＜長期入所・短期入所・介護予防短期入所の方＞

(旧) 介護職員処遇改善加算 (I) …… 所定単位数×3.9%  
 介護職員等ベースアップ等支援加算 …… 所定単位数×0.8%  
 上記2点の加算が一本化され、

(新) 介護職員等処遇改善加算 (I) …… 所定単位数×7.5%となります。

＜通所リハビリ・介護予防通所リハビリの方＞

(旧) 介護職員処遇改善加算 (I) …… 所定単位数×4.7%  
 介護職員等ベースアップ等支援加算 …… 所定単位数×1.0%  
 上記2点の加算が一本化され、

(新) 介護職員等処遇改善加算 (I) …… 所定単位数×8.6%となります。

通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者にサービス提供を行った場合  
所定単位数×5%

通常の実施地域は「高梁市」となりますが、備中町・川上町・成羽町・有漢町・高倉町・宇治町・玉川町・中井町・松原町・川面町・巨瀬町・津川町を除くため、これらの地域が加算対象となります。